

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の翌日
の翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

◇ 地 方 委 告 示 地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等

◇ 公 告 ふぐ処理師試験等の実施(衛生課)

砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

告 示

鳥取県告示第六百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|---------------|-----------|
| 医療法人社団松浦診療所 | 米子市東町一六三 | 平成元年四月六日 |
| 医療法人社団細田内科医院 | 米子市角盤町三丁目一六九 | 〃 |
| 医療法人社団荒川耳鼻咽喉科 | 米子市東福原八四一 | 〃 |
| 阿部医院 | 米子市角盤町二丁目一〇一三 | 〃 |
| 木村皮膚泌尿器科医院 | 米子市東倉吉町六八 | 〃 |
| 辻谷外科医院 | 米子市桃町二丁目一一八―三 | 〃 |
| 医療法人下山医院 | 米子市上福原一六七〇―一 | 〃 |
| 医療法人社団戸口田整形外科医院 | 米子市上福原一五九四 | 〃 |
| 医療法人柿坂医院 | 八頭郡八東町大字北山四七 | 〃 |

鳥取県告示第六百十号

| | | |
|------------------|---------------------|------------|
| 医療法人社団本 家診療所 | 〇一 八頭郡若桜町大字若桜二二〇 | " |
| 有限会社もりた 薬局 | 鳥取市吉方町一丁目四三八 | 平成元年四月十日 |
| 医療法人社団門 脇内科医院 | 境港市明治町一七二 | " |
| 医療法人社団高 田内科医院 | 境港市東雲町七 | " |
| 医療法人中西医 院 | 境港市上道町七三一一 | " |
| 医療法人社団渡 部医院 | 境港市渡町一二九三十三 | " |
| 吉中胃腸科医院 | 東伯郡東伯町大字丸尾一〇二 一 | " |
| にしむら薬局 | 八頭郡船岡町大字船岡五七六 一 | " |
| 医療法人前嶋眼 科医院 | 鳥取市元町二二六 | 平成元年四月二十一日 |
| ゆたに薬局 | 鳥取市吉成二〇六一 | " |
| 医療法人社団田 辺外科医院 | 米子市道笑町四丁目九五 | " |
| 医療法人社団常 松医院 | 米子市福市五七四一五 | " |
| 大覚寺クリニッ ク | 鳥取市吉成二〇六一 | 平成元年四月二十六日 |
| 有会社津ノ井薬 局 | 鳥取市津ノ井二五七一一〇 | " |

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一
項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があった
ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 休、廃止年月日 |
|---------------|---------------------|------------|
| 松浦診療所 | 米子市東町一六三 | 平成元年三月三十一日 |
| 細田内科医院 | 米子市角盤町三丁目一六九 | " |
| 荒川耳鼻咽喉科 医院 | 米子市東福原八四一 | " |
| 阿部医院 | 米子市角盤町二丁目一〇一一 三 | " |
| 木村医院 | 米子市東倉吉町六八 | " |
| 辻谷医院 | 米子市糞町二丁目一一八十三 | " |
| 下山医院 | 米子市上福原一六七〇一一 | " |
| 戸口田整形外科 医院 | 米子市上福原一五九四 | " |
| 柿坂医院 | 八頭郡八東町大字北山七三 | " |
| 本家内科医院 | 〇一 八頭郡若桜町大字若桜二二〇 | 昭和六十四年一月一日 |

| | | |
|--------|--------------|------------|
| 門脇内科医院 | 境港市明治町一七二 | 平成元年三月三十一日 |
| 高田内科医院 | 境港市東雲町七 | " |
| 中西医院 | 境港市上道町七三三一一 | " |
| 渡部医院 | 境港市渡町一二九三一一三 | " |
| 前嶋眼科医院 | 鳥取市元町二二六 | " |
| 田辺外科医院 | 米子市道笑町四丁目九五 | " |
| 常松医院 | 米子市福市五七四一五 | " |

鳥取県告示第六百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二二条の規定により告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------|-------------------|-----------|
| 竹内内科小児科医院 | 鳥取市木町五丁目二〇二 | 平成元年五月一日 |
| 吉井歯科医院 | 倉吉市東巖城町一〇一 | 平成元年五月八日 |
| 藤井外科医院 | 米子市奥谷一一五七 | " |
| 松田内科医院分院 | 倉吉市伊木一八三 | 平成元年五月一日 |
| 徳岡外科医院 | 倉吉市八屋一七七一三 | 平成元年五月二日 |
| 福庭医院 | 境港市相生町一一四 | 平成元年五月一日 |
| 足立内科医院 | 境港市幸神町二二〇 | 平成元年五月八日 |
| 佐古診療所 | 西伯郡大山町末長二四三一八 | 平成元年五月一日 |
| 太田歯科医院 | 鳥取市吉方温泉三丁目八五二 | " |
| 浅井薬局 | 鳥取市寿町八二五 | 平成元年五月十二日 |
| 谷口薬局有限公司 | 倉吉市瀬崎町二七三八一四 | " |
| 永原医院 | 西伯郡淀江町大字西原一〇二九一四一 | 平成元年五月七日 |
| 大源眼科医院 | 鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇一 | 平成元年五月一日 |
| 白石医院 | 米子市安倍一二九一三 | 平成元年五月十二日 |
| ホワイト歯科医院 | 米子市石井六九九一三 | 平成元年五月六日 |

| | | |
|---------|---------------------|----------|
| 彦齒科医院 | 米子市東福原五六三―三 | 平成元年五月八日 |
| 松木齒科診療所 | 西伯郡中山町塩津字葉砂粉三 一二 | 〃 |
| 小鴨薬局昭和店 | 倉吉市昭和町二丁目一 | 平成元年五月一日 |
| 小鴨薬局 | 倉吉市丸山町四七八―一 | 〃 |

鳥取県告示第六百二十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|-------------|-----------|
| 佐々木整形外科 医院 | 鳥取市岩倉四五二―三〇 | 平成元年五月八日 |
| 石河内科医院 | 鳥取市元魚町一丁目二九 | 〃 |
| 馬淵齒科医院 | 鳥取市西町四丁目三一九 | 〃 |

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 小田耳鼻咽喉科 医院 | 鳥取市西町三丁目一〇五 | 〃 |
| 医療法人前嶋眼 科医院 | 鳥取市元町二二六 | 〃 |
| ゆたに薬局 | 鳥取市吉成二〇六一― | 〃 |
| もりた薬局 | 鳥取市吉方町二丁目四三八 | 〃 |
| 大覚寺クリニッ ク | 鳥取市吉成二〇六一― | 〃 |
| 稲垣齒科医院 | 気高郡鹿野町大字鹿野二一八 四―二 | 〃 |
| 佐治村国民健康 保険診療所 | 八頭郡佐治村大字加瀬木二二 七―二 | 〃 |
| 医療法人柿坂医 院 | 八頭郡八東町大字北山四七 | 〃 |
| 石亀齒科医院 | 東伯郡東伯町大字徳方四九一 一七 | 〃 |
| 吉中胃腸科医院 | 東伯郡東伯町大字丸尾一〇二 一 | 〃 |
| 医療法人下山医 院 | 米子市上福原一六七〇―一 | 〃 |
| 医療法人社団細 田内科医院 | 米子市角盤町三丁目一六九 | 〃 |
| 医療法人社団高 田内科医院 | 境港市東雲町七 | 〃 |
| 戸口田整形外科 医院 | 米子市上福原一五九四 | 〃 |
| 木村皮膚泌尿器 科医院 | 米子市東倉吉町六八 | 〃 |
| 辻谷外科医院 | 米子市糺町二丁目一八―三 | 〃 |

| | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| 医療法人社団清 水皮膚科形成外 科医院 | 米子市角盤町四丁目二三 | " |
| 医療法人社団荒 川耳鼻咽喉科 | 米子東福原八四一 | " |
| 阿部医院 | 米子市角盤町二丁目一〇一 三 | " |
| 医療法人社団松 浦診療所 | 米子市東町一六三 | " |

鳥取県告示第六百十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十六條の規定により告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--------------------|---------------------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 予告期間の終了の年月日 |
| 前嶋眼科医院 | 鳥取市元町二二六 | 平成元年四月三十日 |
| 柿坂医院 | 八頭郡八東町大字北山七三 | 平成元年四月二十九日 |
| 佐治村国民健康 保険歯科診療所 | 八頭郡佐治村大字加瀬木二二 三五 | " |

| | | |
|-----------------|-------------------|------------|
| 下山医院 | 米子市上福原一六七〇一 | 平成元年四月二十六日 |
| 細田内科医院 | 米子市角盤町三丁目一六九 | " |
| 高田内科医院 | 境港市東雲町七 | " |
| 木村皮膚泌尿器 科医院 | 米子市東倉吉六八 | 平成元年四月三十日 |
| 辻谷医院 | 米子市靴町二丁目一八一三 | " |
| 清水皮膚科形成 外科医院 | 米子市角盤町四丁目二三 | " |
| 荒川耳鼻咽喉科 医院 | 米子市東福原八四一 | " |
| 阿部医院 | 米子市角盤町二丁目一〇一 三 | " |

鳥取県告示第六百十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十五年七月八日 鳥取県指令受港第六号

三 しゅん功認可の年月日

平成元年五月二十三日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町塩津字西浪入五三〇番地及び五五一番地地先の公有水

面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結ぶ昭和五十四年の秋分の満潮位(D・Lプラス〇・三九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 塩津三角点(北緯三五度三一分一九秒〇〇東経一三三度三四分〇七秒〇七)から三五七度二五分四〇秒 四六二・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三二四度四四分五〇秒 二八・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から五四度四四分五〇秒 六〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三二四度四四分五〇秒 七九・一二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五四度四四分五〇秒 一四・〇〇メートル

の地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四四度四四分五〇秒 九六・〇〇メートル

の地点

(三) 面積

二、七四五・九六平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

中山町役場

鳥取県告示第六百十五号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|------------|------|-------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 指定年月日 | 指定番号 | 住 所 | 名 称 | 売りさばき場所 |
| 平成元年五月二十二日 | 四六四 | 鳥取市西町一丁目二〇二 | 鳥取県安全運転 運行管理者協議 会連合会 | 鳥取市西町一丁目二〇二 鳥取県安全運転運行 管理者協議会連合会 |

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり告示する。

平成元年五月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 職 業 | 電 話 番 号 | 経 験 及 び 閱 歴 | 委 嘱 年 月 日 |
|---------|--------|--------------|---------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 下 田 三子夫 | 昭四・四・三 | 鳥取市西町四丁目一五 | 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長） | 自宅 〇八七〇三二六七 | 広島地方裁判所三次支部検事 | 平一・三・七 |
| 岩 井 登志雄 | 大三・一・三 | 鳥取市岩倉四六一 | 鳥取県地方労働委員会委員 | 自宅 〇八七〇三二七七 | 鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理事 | 平一・三・七 |
| 高 橋 務 | 大四・三・二 | 米子市道笑町二丁目二四二 | 公認会計士 税理士 不動産鑑定士 | 自宅 〇八七〇三二五〇〇 | | 平一・三・七 |
| 森 田 吉次郎 | 大四・八・五 | 鳥取市元大工町四 | 鳥取県地方労働委員会委員 | 自宅 〇八七〇三二四九 | 鳥取県代表監査委員 財団法人鳥取県福祉事業団常務理事 | 平一・三・七 |
| 勝 部 可 盛 | 昭八・三・四 | 米子市上福原一四五九一六 | 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長代理） | 事務所 〇八七〇三二四四 自宅 〇八七〇三二四〇七 | | 平一・三・七 |
| 田 村 康 明 | 昭六・一・六 | 鳥取市卯垣四丁目二九 | 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員 | 事務所 〇八七〇三二四四 | | 平一・三・七 |

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年 3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成元年 5月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

- (1) 学科試験
平成元年 7月12日（水）10時から12時まで
- (2) 実地試験
平成元年 7月12日（水）13時から

2 試験場所

- (1) 学科試験
鳥取市江津730番地 鳥取県鳥取保健所
- (2) 実地試験
鳥取市江津730番地 鳥取県鳥取保健所

3 受験資格

- (1) ふぐ処理師試験
平成元年 7月12日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定す

る魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

- (1) ふぐ処理師試験
 - ア 衛生関係法規
 - イ 公衆衛生学
 - ウ 食品衛生学
 - エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
- (2) ふぐ調理師試験
 - ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
 - イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱い等に関する条例）
 - ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア ふぐ処理師試験
 - (イ) 受験願書
 - (ロ) 履歴書
 - (ハ) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (ニ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
 - (ホ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）の長の証明書

イ ふぐ調理師試験

- (ア) 受験願書
- (イ) 履歴書
- (ウ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- (エ）調理師免許証の写し
- (2) 受験願書の提出先
所轄保健所に提出すること。
- (3) 受験願書の提出期間
平成元年6月5日（月）から6月7日（水）まで
- 6 試験手数料及びその納付方法
 - (1) 試験手数料
8,940円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）
 - (2) 納付方法
ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
イ 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験当日の携行品
 - (1) 学科試験
受験通知書及び筆記用具
 - (2) 実地試験
受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの
- 8 合格者の発表
平成元年7月24日（月）に所轄保健所に掲示する。
- 9 その他

詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

砂利採取法（昭和48年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成元年度の砂利採取業務主任者試験を、次のとおり実施する。

平成元年5月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

| 試 験 科 目 | 試験の時間 |
|--|-----------------|
| ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。） | 午前10時から 正午まで |

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 平成元年7月31日（月）
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所提出すること。

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
- 受験願書及び履歴書は、土木事務所へ備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 5,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成元年7月3日(月)から同月14日(金)まで(郵送の場合は、7月14日(金)までの消印のあるものは有効とする)。

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所にお問い合わせること。